

独立行政法人日本学生支援機構

平成16年規程第29号

最近改正 令和7年規程第8号

東京国際交流館規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

東京国際交流館規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）第36条第1号の規定に基づき、機構が設置する東京国際交流館（以下「交流館」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交流館)

第2条 この規程において、「交流館」とは、留学生・研究者宿舍（以下「宿舍」という。）及びプラザ平成をいう。

(交流館の目的)

第3条 交流館は、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生や研究者（以下「学生等」という。）に、質の高い生活・交流空間を提供するとともに、様々な交流事業の積極的な展開によって居住者相互や外部の優秀な学生等との交流を促進し、より優れた修学・研究成果の達成に資することを目的とする。

第2章 宿舍

(宿舍の提供方式)

第4条 学生等に対する宿舍の運営は、次に掲げる方式によるものとする。

- (1) 配分方式 大学（大学院を含む。第4条の3第1号及び同条第2号を除き、以下同じ。）又は研究所等（以下「大学等」という。）への意向調査を基にあらかじめ大学等に居室を配分し、配分された居室数に応じて大学等から推薦を受けた学生等に対し機構が居室を貸し出す方式をいう。
- (2) 推薦方式 大学等から推薦を受けた学生等に対し機構が前号の方式により配分された居室以外の居室を貸し出す方式をいう。

(配分方式及び推薦方式)

第4条の2 配分方式及び推薦方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入居資格)

第4条の3 宿舍に入居することができる者は、宿舍から通学又は通勤が可能で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この条において「入管法」という。）別表第1の4の表の留学の在留資格を有し、かつ、我が国の大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程（ただし、第5学年及び第6学年の者に限る。以下同じ。）若しくは我が国の大学院に所属する優秀な外国人留学生（大学院の正規課程に入学が決定している準備期間の研究生を含む。以下同じ。）又はこれに準ずるものと東京国際交流館館長（以下「館長」という。）が認めた者
- (2) 日本国籍又は入管法別表第2の永住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下この条において「入管特例法」という。）に定める特別永住者の在留資格を有する者のうち、我が国の大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程又は我が国の大学院に所属する優秀な学生
- (3) 入管法別表第1の1の表の教授、2の表の高度専門職1号イ、高度専門職2号（同号イに掲げる活動に従事するものに限る。）、研究又は3の表の文化活動の在留資格を有し、我が国の大学等に所属する優秀な外国人研究者で、博士の学位を有し、かつ、博士の学位取得後8年未満の者（大学等の常勤職員を除く。）
- (4) 日本国籍又は入管法別表第2の永住者若しくは入管特例法に定める特別永住者の在留資格を有する者のうち、我が国の大学等に所属する優秀な研究者で、博士の学位を有し、かつ、博士の学位取得後8年未満の者（大学等の常勤職員を除く。）
- (5) 館長が交流館の管理・運営上、特に必要と認めた者
（入居期間）

第5条 宿舍に入居できる期間は、修業年限の終期までの期間（第4条の3第3号及び第4号に規定する資格により入居する者は入居時の資格に対する国内の大学等から推薦を認められた期間）又は入居から3年までの期間（過去に交流館に入居していた者については、その入居期間を含めるものとする。）のうちいずれか短い期間とする。ただし、館長が第13条の規定により入居期間延長を許可した場合は、この限りでない。

- 2 第4条の3第3号及び第4号に規定する資格により入居する者の入居期間が3年を経過する時は、再入居の申請ができるものとし、当該入居申請により宿舍に入居できる期間は、入居時の資格に対する国内の大学等から推薦を認められた期間又は入居から3年までの期間（過去に交流館に入居していた者については、その入居期間を含めて入居から6年までの期間）のうちいずれか短い期間とする。

（入居申請）

第6条 宿舍に入居を希望する者（以下「入居申請者」という。）は、別に定める関係書類により、館長に申請するものとする。

（入居許可）

第7条 館長は、入居申請者から前条に規定する入居申請があった場合、選考の上、入居を許可する。

2 入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、別に定める入居のために必要な書類を館長に提出するものとする。

（入館費及び館費等）

第8条 入居者から徴収する入館費及び館費は、別表1のとおりとする。

2 月の途中において入居又は退去する場合の当該月の館費は、館費の月額を30で除して得た額に、その月の居住日数（入居日及び退去日を含む。）を乗じて得た額とする。

3 館費は、入居者が外泊、旅行又は帰省等により在館しない期間についても徴収する。

4 入居者から徴収する光熱水料等は、別に定める。

5 徴収した入館費は、原則として返還しない。

（入居許可の取消し）

第9条 館長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合、入居の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なくして、所定の期日までに入居しないとき。

(2) 入居申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき。

(3) 健康上共同生活に適さないと館長が判断したとき。

（入居者の遵守事項等）

第10条 館長は、宿舎内の安全、秩序、風紀及び環境衛生の維持・保全に努めるとともに、入居者に次の各号の事項を遵守させるものとする。

(1) 入居許可時に定められた居室（設備・備品等を含む。本条及び第15条において同じ。以下「居室」という。）に他人（同居を許可された者を除く。以下本条において同じ。）を宿泊させないこと。

(2) 居室の全部又は一部を他人に貸与しないこと。

(3) 居室及び交流館の共用施設（設備・備品等を含む。）を、常に良好な状態で使用し、館長の許可なく、その目的以外に使用し、又は工作を加えないこと。

(4) 火災その他の災害の予防に努め、それらの原因となる行為をしないこと。

(5) その他施設の保全上館長の定めに従うこと。

2 館長は、前項各号に掲げる事項その他入居者が遵守すべき事項について入居の規則等を定め、第7条に規定する入居許可の際、入居者に周知し、遵守の徹底を図るものとする。

（届出及び損害賠償）

第11条 入居者は、交流館の建物及びその付帯設備を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

2 入居者は、故意又は重大な過失により、前項に規定する損害を生じさせた場合、その損害を賠償するものとする。

（退去）

第12条 入居者は、入居期間が満了したときは、速やかに宿舎から退去するものとする。

- 2 入居者は、第4条の3に規定する入居資格を失った場合、1週間以内に宿舎から退去するものとする。ただし、同条第3号及び第4号に規定する資格により入居した者が博士の学位取得後8年以上に達する場合については、この限りではない。

(入居期間延長)

第13条 館長は、前条第1項の規定に該当する者から入居期間延長の希望がある場合は、入居期間が3年を超えない範囲で、必要と認める期間の入居期間延長を許可することができるものとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、入居期間が3年を超える必要な期間の延長を認めることができる。

- 2 入居期間延長を希望する者は、別に定める関係書類により、館長に申請するものとする。

- 3 館長は、前項の申請を審査の上、当該入居者に入居期間延長を許可する。

(退去処分)

第14条 館長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合、宿舎からの退去を命ずることができる。

- (1) 入居後、2か月経過しても入館費を納入しないとき。
 - (2) 館費を3か月以上滞納したとき。
 - (3) 光熱水料等の交流館で必要とする費用を3ヶ月分以上滞納したとき。
 - (4) 第10条第1項各号の規定に違反する行為をしたとき。
 - (5) 第11条第2項に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。
 - (6) 居室を他人に転貸したとき。
 - (7) 無断で第三者を宿泊させたとき。
 - (8) 宿舎内の共同生活の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (9) 宿舎内の風紀を著しく乱す行為をしたとき。
 - (10) 病気その他保健衛生上の事由により、宿舎での共同生活に適さないと認められるとき。
 - (11) その他法令に違反した場合等、館長が退去させる必要があると判断したとき。
- 2 前項の規定により退去を命じられた者は、当該処分の日から1週間以内に退去するものとする。

(退去手続)

第15条 入居者は、第12条若しくはその他の事由により宿舎から退去しようとする場合又は前条により退去処分を受けた場合、別に定める関係書類により、退去前に、館長に届け出るものとする。

- 2 入居者は、宿舎の退去に当たって、館長に居室の引渡しを行うとともに、館費等を精算するものとする。

- 3 館長は、入居者の退去前に、館長の指定する者に、居室の点検を行わせるものとする。

- 4 前項の点検の結果、居室に、故意又は重大な過失による損害があったと認められ

る場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(宿泊)

第16条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に、プラザ平成内に設ける研修宿泊室への宿泊を許可することができる。

- (1) プラザ平成で行う催事の講師・関係者
- (2) 入居者以外の外国人留学生
- (3) 来日した帰国外国人留学生
- (4) 入居者の3親等内の親族
- (5) 交流館の元入居者
- (6) その他、館長が、第3条に規定する交流館の目的に則り、適当であると認める者

2 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に、宿舍内に設けるゲストルームへの宿泊を許可することができる。

- (1) 入居者の3親等内の親族
- (2) 交流館の元入居者
- (3) その他、館長が、第3条に規定する交流館の目的に則り、適当であると認める者

3 館長が宿泊を許可することができる期間は、原則として、30日以内とする。

4 宿泊を希望する者は、別に定める関係書類により、館長に申請し、その許可を受けるものとする。

5 宿泊の許可を受けた者（以下「宿泊者」という。）から徴収する宿泊料は、1泊につき次のとおりとする。ただし、館長は、宿泊料の割引きをすることができるものとし、その対象及び率については別に定める。

ゲストルーム 27,280円（税込）

研修宿泊室 8,470円（税込）

6 館長は、宿泊者が第14条第1項第4号から第11号までのいずれかに該当する場合、退去を命ずることができる。この場合において、館長は、宿泊者を直ちに退去させるものとする。

7 宿泊者には、第10条、第11条、第12条第1項及び前条（第1項を除く。以下この項において同じ。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「宿泊者」と、「入居」とあるのは「宿泊」と、第10条第1項中「宿舍」とあるのは「交流館」と、「居室」とあるのは「ゲストルーム又は研修宿泊室」と、同条第2項中「第7条」とあるのは「第16条」と、第12条第1項中「宿舍」とあるのは「ゲストルーム又は研修宿泊室」と、前条中「宿舍」及び「居室」とあるのは「ゲストルーム又は研修宿泊室」と読み替えるものとする。

(居室への立入り)

第17条 館長は、必要に応じ、館長の指定する者に、入居者又は宿泊者の居室への立入りを許可することができる。

(レジデント・アシスタント)

第18条 交流館においては、居住する外国人留学生及び外国人研究者の相談に応じ、生活上の指導、助言を行うためのレジデント・アシスタント制度を実施する。

2 レジデント・アシスタント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 プラザ平成

(会議施設の規模等)

第19条 プラザ平成に設ける会議施設（国際交流会議場、メディアホール及び会議室を言う。以下同じ。）の規模等は、次のとおりとする。

施設名	施設規模	座席可動の可否
国際交流会議場	571㎡（479席）	可（ただし、2階席のみ不可）
メディアホール	136㎡（102席）	可
会議室1	141㎡（60席）	可
会議室2	88㎡（36席）	可
会議室3	83㎡（36席）	可
会議室4	45㎡（18席）	可
会議室5	39㎡（12席）	可

(利用日及び利用時間)

第20条 会議施設の利用が可能な日は、毎年、12月29日から1月3日までの期間を除いた日とする。

2 会議施設の利用が可能な時間は、午前9時から午後9時までとし、次に掲げる利用区分単位とする。ただし、1時間を単位として、利用区分の時間を延長することができる。

- (1) 全日 午前9時から午後5時まで
- (2) 半日 午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間 午後5時から午後9時まで

3 館長が必要と認めたときは、第1項及び前項に規定する利用日及び利用時間を変更することができる。

(連続利用の制限)

第21条 会議施設の連続利用期間は、10日間までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りではない。

(利用申込み)

第22条 第19条に規定する会議施設を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、別に定める関係書類により、館長に申込みをするものとする。

(利用の承認)

第23条 館長は、利用申込者から会議施設利用の申込みがあった場合、その内容を審査のうえ承認し、利用申込者に通知する。

(利用者の遵守事項等)

第24条 会議施設の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた利用の目的に従って誠実に催し物を開催すること。
- (2) 必要に応じて随時連絡がとれるように、連絡先を明らかにしておくこと。
- (3) 会議施設の利用期間中（準備・撤去作業を含む。）に発生した事故については、利用者自身のみならず、関係業者や来場者にかかわる事故についても、全て利用者が責任を負うこと。
- (4) 館長の承認なく、利用の権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (5) 館長の承認なく、会議施設を改造してはならないこと。

2 館長は、前項各号に掲げる事項その他利用者が遵守すべき事項について、利用の規則等を定め、利用者に周知の上、遵守の徹底を図るものとする。

(会議施設利用料)

第25条 会議施設利用料は、別表2のとおりとする。ただし、会議施設の利用者の種類又は利用の目的若しくは形態により、別に定める割引料金を適用するものとする。

2 会議施設の光熱水料及び付帯施設・設備・備品等に係る利用料については、別に定める。

3 館長は、指定の期日までに、会議施設利用料の全部又は一部を前納させることができる。

(利用の変更)

第26条 利用者は、利用の承認を受けた後、自己の都合により、利用する期日・時間又は会議施設を変更したり、利用を取り消したりする場合、速やかに、館長に届け出るものとする。

また、利用者が、利用の承認を受けた内容を変更しようとする場合、新たに館長の承認を受けるものとする。

2 利用者は、利用する会議施設を変更したり、又は、利用を取り消したりする場合、別に定める取消し料を支払うものとする。この場合において、館長は、利用者がすでに納入した会議施設利用料を取消し料として充当することができる。

3 第1項後段に規定する新たな利用承認にともない、会議施設利用料に追加が生じた場合、利用者は、館長の指定する日までに、追加料金を納入するものとする。

(利用の不承認)

第27条 館長は、利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用の承認を行わない。

- (1) 会議施設の設置目的を逸脱するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 会議施設の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき。

- (4) 会議施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 政治的又は宗教的な団体、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその関係者並びに事業内容が明確でない団体が、主催、共催、後援又は協賛をする行事に利用するとき。また、これら団体の利益になると認められるとき。
- (6) その他会議施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(利用承認の取消し等)

第28条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対する利用の承認を取り消し、制限し、又は、停止させることができる。

- (1) 前条各号に該当すると認められるとき。
- (2) 第25条第3項に規定する会議施設利用料の前納金が、特別の理由がなく所定の期日までに支払われていないとき。
- (3) 会議施設利用申込み時に提出した書類に虚偽の記載があったとき、又は、承認した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき。
- (4) 利用承認を受けた会議施設以外の場所で、作業又は催事行為を行うとき。
- (5) 災害その他の不可抗力によって、会議施設の利用ができないとき。
- (6) 会議施設の利用に当たって、館長が定める規則を遵守しないとき。
- (7) 管理の都合上、やむを得ない事由が発生したとき。

(利用料の還付)

第29条 既に納入された会議施設利用料の還付は行わない。ただし、館長は、前条第5号により利用の承認を取り消した場合、その全額又は一部を利用者に還付するものとする。

- 2 前項の規定により会議施設利用料の還付を受けようとする利用者は、別に定める関係書類により、館長に申請するものとする。

(現状回復の義務)

第30条 利用者は、利用を終了したとき又は第28条に規定する利用承認の取消し等の適用を受けたときは、利用した会議施設を原状に回復しなければならない。

(賠償)

第31条 利用者は、会議施設に損害を与えた場合、館長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額又は免除することができる。

第4章 国際交流事業

第32条 交流館においては、第3条の目的を達成するため、学術的なセミナー等を行う国際シンポジウム及び外国人留学生と日本人学生・地域住民等との交流のための国際フェスティバル等の事業（以下「国際交流事業」という。）を実施する。

- 2 国際交流事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 受託者による管理

(受託者による管理)

第33条 理事長は、東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業について一般競争入札を実施し、東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営業務委託契約に基づく受託者（以下「受託者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 会議施設貸出業務
 - (2) 研修宿泊室・ゲストルーム貸出業務
 - (3) 料金徴収代行業務
 - (4) 会議施設特殊設備等管理運用業務
 - (5) 委託部分に係る運営業務
 - (6) 催事の企画
- 2 理事長が受託者に前項各号に掲げる業務を行わせる場合における第16条第1項から第4項（同条第1項第6号を除く。）、第22条、第23条、第24条第2項（周知及び遵守の徹底に関する部分に限る。）、第25条から第27条、第28条（各号列記以外の部分に限る。）及び第29条の規定の準用については、これらの規定中「館長」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。
- 3 理事長が受託者に第1項第2号に掲げる業務を行わせる場合、第16条第7項の規定において準用する第10条第1項（各号列記以外の部分に限る。）、同条第2項（周知及び遵守の徹底に関する部分に限る。）、第11条及び第15条（第1項を除く。）中「館長」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(居住者専用駐車場)

第34条 館長は、次の各号に該当する者に、居住者専用駐車場の使用を許可することができる。

- (1) 交流館の入居者
 - (2) 館長が交流館の管理・運営上、特に必要と認めた者
- 2 入居者から徴収する駐車料の月額、別に定める。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、交流館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に、財団法人日本国際教育協会（以下「協会」という。）の「東京国際交流館の設置及び管理・運営に関する規定（平成14年7月14日最終改正）」（以下「旧規定」という。）の定めるところにより交流会館の宿舍に現に入居している者については、この規程により入居を許可されたものとみなす。
- 3 2の規程の施行前に協会が旧規程に基づき交流館に係る入居、宿泊、利用に関して処分、手続その他の行為であって独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第13条の規定に基づき、機構が継続した権利、義務に係るものについては、この細則の相当する規程によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第12号）

この規程は、平成17年4月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に施行の日以後に利用するため会議施設を予約した者に係る第25条第1項の規定は、改正後の規定を適用する。ただし、改正後の規定による会議施設利用料が、改正前の規定によるものを上回る場合は、改正前の規定を適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 受託者に改正後の第33条第1項各号に掲げる業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に改正前の規定により館長がした承認その他の行為又は館長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の規定により受託者がした承認その他の行為又は受託者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第10号）

この規程は、平成23年4月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第23号）

この規程は、平成23年11月28日から施行し、改正後の東京国際交流館規程の規定は、平成23年11月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第10号）

この規程は、平成24年4月25日から施行し、改正後の東京国際交流館規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に、施行の日以後に宿泊するための許可を受けた宿泊者に係る第16条第4項の規定、駐車するための許可を受けた入居者に係る第34条第2項の規定及び会議施設を予約した者に係る別表2の規定は、改正後の規定を適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第30号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年9月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の適用の日前に、適用の日以後に入居するための許可を受けた入居者に係る第8条の規定は、改正後の規定を適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第23号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の直近の入居許可期間又は入居延長許可期間の初日が施行日の前日以前である入居者については、施行日から平成30年3月31日までの間、改正前の別表第1の規定を適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第12号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第32号）

この規程は、平成30年11月8日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第8号）

この規程は、令和元年9月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第8号）

この規程は、令和3年4月28日から施行し、改正後の第16条第5項、第34条第2項及び別表2の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第8号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（入館費及び館費）

区 分	入 館 費			館 費（月額）		
	外国人留学生	第 4 条の 3 第 2 号の学生	研究者	外国人留学生	第 4 条の 3 第 2 号の学生	研究者
単身用 A 棟	35,000円	56,000円	62,000円	35,000円	56,000円	62,000円
単身用 B 棟	52,000円	70,000円	78,000円	52,000円	70,000円	78,000円
夫婦・家族用 C 棟	74,500円	101,000円	112,000円	74,500円	101,000円	112,000円
夫婦・家族用 D 棟	86,500円	118,000円	129,500円	86,500円	118,000円	129,500円

別表 2（会議施設利用料）

（円，税込）

施設名	全日 （8 時間）	半日 （4 時間）	夜間 （4 時間）	延長 （全日） 1 時間 あたり	延長 （夜間） 1 時間 あたり	全日設営 （8 時間）	半日設営 （4 時間）	夜間設営 （4 時間）	延長設営 （全日） 1 時間 あたり	延長設営 （夜間） 1 時間 あたり
国際交流 会議場	591,800	295,900	370,700	148,500	185,900	295,900	147,950	185,350	74,250	92,950
メディア ホール	193,600	96,800	121,000	48,400	60,500	96,800	48,400	60,500	24,200	30,250
会議室 1	99,000	49,500	62,700	25,300	31,900	49,500	24,750	31,350	12,650	15,950
会議室 2	61,600	30,800	38,500	15,400	19,800	30,800	15,400	19,250	7,700	9,900
会議室 3	50,600	25,300	31,900	13,200	16,500	25,300	12,650	15,950	6,600	8,250
会議室 4	28,600	14,300	18,700	7,700	9,900	14,300	7,150	9,350	3,850	4,950
会議室 5	28,600	14,300	18,700	7,700	9,900	14,300	7,150	9,350	3,850	4,950

（備考）

- 別表 2 で、「全日（8 時間）」とは午前 9 時から午後 5 時までを、「半日（4 時間）」とは午前 9 時から午後 1 時又は午後 1 時から午後 5 時までを、「夜間（4 時間）」とは午後 5 時から午後 9 時までを指す。
- 第 25 条第 3 項に規定する予約金は、会議施設利用料の 10%（円未満の端数を除く。）とする。